

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2. 内 容

- ・目標1 : 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業制度など諸制度の周知

<取組内容>

○令和5年、6年、7年の各4月

- ・各法令の基づく制度の周知
- ・各法令に基づく法人の休暇制度の周知

- ・目標2 : 年次有給休暇の取得率を職員区分ごとに75%以上とする

<取組内容>

○令和5年、6年、7年の各4, 7, 10月

- ・年次有給休暇の取得の状況の把握（※毎月）
- ・事業所の管理者や責任者からの声かけ等による取得のきっかけづくり

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

労働者に占める女性労働者の割合（職員区分ごと）

・正職員 71% ・准職員 87% ・臨時職員 82% ・非常勤職員 70%